

事業主・労働者の皆様へ

平成30年12月
東京労働局

無効な技能講習修了証にご注意ください

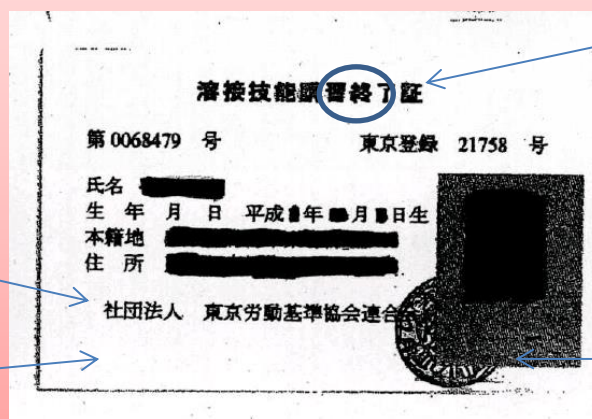
公益社団法人東京労働基準協会連合会の名をかたった技能講習修了証

東京労働局長の登録教習機関である東京労働基準協会連合会の名をかたった技能講習修了証が発行されていることが、今般把握されました。公益社団法人東京労働基準協会連合会では、技能講習修了者に対し、過去を含め下記の様式による修了証は発行しておりません。これらの無効な修了証を用いて、当該業務に従事し又は作業主任者に選任することはできません。

つきましては、貴事業場（建設工事現場、構内の関係請負人を含む。）の労働者が所持する技能講習修了証の発行機関を確認し、無効の恐れがある場合には、該当労働者の当該業務への就業や作業主任者選任を禁止し、東京労働局へ連絡してください。

無効な技能講習修了証

※東京労働基準協会連合会では下記の様式は使用していません。



修了証の文字が「終了証」となっている

社団法人東京労働基準協会連合会である

交付年月日がない

印が丸印となっている

連絡先

東京労働局労働基準部安全課 TEL 03-3512-1615
〒102-8306 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階

技能講習を受講する際には、法令に基づく登録を受けている機関であることをご確認ください。東京労働局長の登録を受けている機関は、下記 URL で公開されています。

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000278231.pdf>

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000303252.pdf>